

令和6年度第1回出雲市入札制度等監視委員会

議事概要

開催日 及び場所	令和6年7月19日（金）14時00分～16時00分 出雲市役所5階 入札室	
委員	委員長 河原 莊一郎（松江工業高等専門学校 環境・建設工学科教授） 委員 毎熊 浩一（島根大学 法文学部教授） 委員 原 市（弁護士） 委員 渡部 由美（税理士） 委員 柳樂 仁司（出雲市自治会連合会副会長）	
審議対象 期間	令和5年10月1日～令和6年3月31日	
報告事項	（1）入札方式別発注工事の状況について （2）指名停止の運用状況について （3）低入札価格調査制度の運用状況について （4）苦情処理の運用状況について （5）その他	
審議事項	抽出案件（4件）	
	備考（抽出の考え方） 抽出担当：毎熊委員	
	一般競争 入札 （簡易型）	平田行政センター多 目的棟建築工事
	一般競争 入札 （簡易型）	多伎町赤松調整池整 備工事
	指名競争 入札	令和5年度多井釜浦 塩津線(12-7)災害防 除落石予防工事
随意契約	令和5年度殿森堰魚 道修繕工事	
委員から の意見・質 問、それ に対する回 答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会に よる意見 の具申ま たは勧告 の内容	なし	

【報告事項について】	
(1) 入札方式別発注工事の状況について	
(2) 指名停止の運用状況について	
(3) 低入札価格調査制度の運用状況について	
(4) 苦情処理の運用状況について	
(5) その他	
意見・質問	回 答
<p>業者の指名数が 100 者を超える場合がある。こういうことはよくあるのか。</p>	<p>指名競争入札において応札がなかった場合、業者の地域やランク等の条件を変更し、新たに業者を選定することがあり、工種によっては 100 者を超える場合がある。</p>
【審議事項について】	
1. 平田行政センター多目的棟建築工事	
意見・質問	回 答
<p>① 建築工事と解体工事を合わせて発注できるのか。分けて発注しないといけないのか。合わせて発注したほうが安くなる場合もあると思う。</p>	<p>① 多くの業者に受注してもらうため、また、1つで発注すると長期間の工事になることもあり、工種が違うものは分離発注するようにしている。</p>

<p>② 多目的棟建築工事は、入札参加業者が1者しかいない。参加資格がありそうな業者はどのくらいいるのか。高額な工事なので、競争性があったほうがいいだろうし、業者も参加したい工事ではないのか。</p>	<p>② この金額帯の建築工事は、A級の業者20者。その業者によるJVになる。</p> <p>1者応札の要因は、市内では他の建築工事も複数あり、技術者も不足しているためではないかと思われる。</p>
<p>③ 建築工事とその関連工事の入札参加について、電気工事と管工事は同一業者の参加に制限をされている理由は。</p>	<p>③ 分離発注と同様、多くの業者に参加機会を与えることを目的としている。</p>
<p>④ 解体工事の最低制限価格はないのか。今回は70%ぐらい。問題ないのか。</p>	<p>④ 低価格であっても品質確保に支障が出ないと判断し、最低制限価格を設けていない。</p>
<p>⑤ 解体工事の低価格入札は、産業廃棄物の処理、安全面等を考えると疑問がある。</p>	<p>⑤ 工事監理を外部に委託し、工程計画、仮設計画を確認承認した上で工事を行うようにしており、安全性が確保されるように日々監理している。</p>
<p>⑥ 調査基準価格と最低制限価格の使い分けの基準はあるのか。</p>	<p>⑥ 調査基準価格は5000万以上の場合とし、調査してから落札を決定している。</p>

<p>⑦ 応札の可能性のある業者が20者いる中で応札は1者。他の建設工事の発注状況はどうだったか。</p>	<p>⑦ 令和5年度前期分の一般競争入札の建築工事は、小学校関係の工事が4件。市内において県の発注工事なども数件ある。</p>
<p>2. 多伎町赤松調整池整備工事</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>① 出雲市は予定価格を公表していないのに、この工事の落札率は98.7%と高く、別の応札業者とは20万ぐらいしか変わらない。このことをどのように考えるか？</p>	<p>① 見積り参考資料として設計書と同じようなものを提供しており、ある程度の金額が積算できる。入札希望価格も公表しているので、これらを参考にされているのではないか。</p>
<p>3. 令和5年度 多井釜浦塩津線（12-7）災害防除落石予防工事</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>① 工期の開始を入札の相手方が決めるとの説明があった。詳しい説明をお願いしたい。</p>	<p>① 12月までに終わる工事については、通常工期に60日の余裕期間を含めて工期を設定する。入札の相手方は、この期間の中で技術者の配置を考慮して工期の開始日を決めることができる。働き方改革や技術者が不足する中で、工事を受注しやすくするためのものである。</p>

<p>② 4者辞退されている。辞退の理由は。</p>	<p>② 辞退の理由は確認していないが、技術者の配置や、施工場所が急斜面のため敬遠された、などの理由が考えられる。</p>
<p>③ 1者の入札の場合は中止にならないのか。</p>	<p>③ 令和4年度から、電子入札は、他の応札者の状況が分からないことから競争性が働いているものとして、1者入札の場合も中止していない。なお、紙入札は、1者の場合は中止している。</p>
<p>4. 令和5年度殿森堰魚道修繕工事</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>① 入札不調による随意契約で、その理由も工期末が決まっているためということであるが、そもそも入札の時期が遅いのではないか。</p>	<p>① 県河川内工事及び国道からの仮設道路設置の工事承認手続に想定以上の期間を要し、発注が遅くなった。</p>
<p>② 業者選定において、複数業者と協議したとのことであったが、どのような流れで現在の業者になったのか。</p>	<p>② 河川内において石積みを行う特殊な工事のため、同じように河川内で石を使用した工事を行ったことがある業者を調査し、2者確認した。1者は技術者がいないため辞退、対応可能な1者を採用した。</p>